

保医発0530 第3号
平成 26年 5月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成26年6月1日から適用することとする
ので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して
周知徹底を図られたい。

記

別添1 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成26年3月5日保医発03
05第7号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号）
の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成26年3月5日
保医発0305第7号）の一部改正について

1 (別表) の I の手術のレーザー手術装置 (IV) の類別に「機械器具 (29) 電気手術器」、一般的名称に「治療用電気手術器」を加える。

「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日
保医発0305第8号）の一部改正について

1 別表のⅡの064の(1)の①を次のように改める。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「体内固定用プレート」、「体外固定システム」、「脊椎内固定器具」又は「脊椎ケージ」であること。

2 別表のⅡの126を次のように改める。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「冠動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大腿動静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大腿動静脈カニューレ」、「大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用静脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーテル」、「中心循環系動静脈カニューレ」又は「ヘパリン使用中心循環系動静脈カニューレ」であること。

(参考)

(傍線の部分は改正部分)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成26年3月5日保医発0305第7号) (別紙) の一部改正について

改 正 後

I 医科点数表関係
手術 (別表) I 医科点数表関係
手術

特定診療報酬算定医療機器の区分 レーザー手術装置 (IV)	定義		対応する診療報酬項目 機械器具の区分	定義		対応する診療報酬項目 機械器具の区分
	薬事法承認上の位置付け 類別	その他の条件 一般的な名称		薬事法承認上の位置付け 類別	その他の条件 一般的な名称	
機械器具 (31) 医療用焼灼器 機械器具 (29) 電気手術器	下肢静脈瘤の治療が可能なもの	K 617-4 K 617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術	機械器具 (31) 医療用焼灼器 機械器具 (IV) レーザー手術装置	下肢静脈瘤の治療が可能なもの	K 617-4 下肢静脈瘤の治療が可能なもの	K 617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術
治療用電気手術器						

現 行

(別表) I 医科点数表関係
手術

特定診療報酬算定医療機器の区分 レーザー手術装置 (IV)	定義		対応する診療報酬項目 機械器具の区分	定義		対応する診療報酬項目 機械器具の区分
	薬事法承認上の位置付け 類別	その他の条件 一般的な名称		薬事法承認上の位置付け 類別	その他の条件 一般的な名称	
機械器具 (31) 医療用焼灼器 機械器具 (29) 電気手術器	下肢静脈瘤の治療が可能なもの	K 617-4 K 617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術	機械器具 (31) 医療用焼灼器 機械器具 (IV) レーザー手術装置	下肢静脈瘤の治療が可能なもの	K 617-4 下肢静脈瘤の治療が可能なもの	K 617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術
治療用電気手術器						

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(別表)
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別表) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格
064 脊椎固定用材料 (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であつて、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「体内固定用プレート」、「体外固定システム」、「脊椎内固定器具」又は「脊椎ケージ」であること。	064 脊椎固定用材料 (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であつて、一般的名称が「体内固定システム」、「吸収性体内固定システム」、「体外固定用プレート」、「体内固定システム」又は「脊椎内固定器具」であること。
126 体外循環用カニューレ (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であつて一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「冠動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大腿動静脉カニューレ」、「ヘパリン使用大腿動静脉カニューレ」、「大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用静脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーリン」。	126 体外循環用カニューレ (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であつて一般的名称が「動脈カニューレ」、「ヘパリン使用動脈カニューレ」、「冠動脈カニューレ」、「ヘパリン使用冠動脈カニューレ」、「大腿動静脉カニューレ」、「ヘパリン使用大腿動静脉カニューレ」、「大静脈カニューレ」、「ヘパリン使用大静脈カニューレ」、「静脈カニューレ」、「ヘパリン使用静脈カニューレ」、「大動脈カニューレ」、「ヘパリン使用大動脈カニューレ」、「心室カニューレ」、「ヘパリン使用心室カニューレ」、「冠状静脈洞カニューレ」、「ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ」、「中心循環系マルチルーメンカテーリン」。

「一テル」、「中心循環系動静脈カニユーレ」又は「ヘパリン使用中心循環系動静脈カニユーレ」であること。

「一テル」又は「中心循環系動静脈カニユーレ」であること。